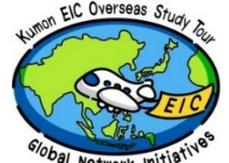




第5回 海外スタディーツアー ～ 世界を体感！ ベトナムで学ぼう！ ～



KUMON Global Network Team では、EIC 参加者とキャンプリーターが英語でコミュニケーションを取りながら世界の現状を学ぶ、Overseas Study Tour (OST) を実施しています。



目的

1. To experience different cultures, see the reality of the world and think about what we can do.
実際に自分の目で見ることで、それぞれの国の文化や抱えている問題を知り、自分には何ができるか考えること
2. To feel and understand "Global Community" through communicating with local people and OST members.
現地や OST メンバーとの交流を通して、「地球社会(世界とのつながり)」を感じる
3. To motivate each other and try harder to achieve higher goals.
お互いに積極的に挑戦しようとする力、さらに高い目標に向かって努力しようという意欲を高めること

今回は第5回目、ベトナムを訪問します。現地の小学校を訪問したり、ベトナムの公文生との交流を通し、日本との違いや同じ点をキャンプリーターやお友達と意見交換します。また、ベトナムで働く日本人の方のお話を聞き、自分自身を振り返ったり、これからの目標や夢を考えてみませんか？ 期間中や終了後に英語で伝えることにも挑戦します。



《行先》 ベトナム (ホーチミン・プンタウ Vung Tau)

《ご旅行期間》 2020年3月29日(日)～4月4日(土) 7日間
帰国後から4月5日(日) GNIについては後日ご案内します！

《募集人員》 30名(最少催行人員20名)
※ご旅行中止の場合は1月20日返にご連絡申し上げます。

対象：これまでのEIC参加者 (お申込み多数の場合、学年・男女を調整し先着順でご案内いたします。)

※GNTスタッフ3名、看護師1名が同行し、現地でキャンプリーターも合流します！

参加条件

保護者の同意、協力が得られることが条件です

- ・観光旅行ではありません。主旨を理解し、積極的に参加、英語も使って何事にも挑戦してみたい人
- ・参加経験を発表できること（方法も含めて一緒に考えましょう！）
- ・事前事後のミーティング、GNIに参加できること（東京・大阪をつなぐTV会議）

事前：2020年2月9日(日)・3月15日(日)14:00～16:30

京急第1ビル(品川駅) / 公文教育会館(新大阪駅)
どちらかにご参加ください。

GNI：4月5日(日) 詳細はこちら：[2nd GNIのご案内](#)

※帰国後から4月5日(日) GNIについては後日ご案内します！

- ・メールでの連絡、コミュニケーションがとれること

《旅行代金》 163,000円

※航空会社が定める付加価値運賃(燃油サーチャージ)が別途必要です(2019年11月27日現在5,600円)。

これらの額が変更になった場合は、増額の時は不足額を追加徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。

※旅行代金には往復航空券代、国内空港施設使用料、海外諸税、国際観光旅客税、現地での宿泊費や食費、交通費、活動費(現地での交流、観光、文化体験などに必要な費用)を含みます(自宅～空港、ミーティング参加の交通費は別途ご負担ください)。

添乗員

同行いたしません。

※現地係員がご案内します。

食事条件

朝食5回、昼食5回、夕食6回

(機内食は除きます)



利用予定航空会社

ベトナム航空

(エコノミークラス)



《利用予定ホテル》



- ・LIBERTY HOTEL SAIGON PARKVIEW (ホーチミン)
- ・HAI DUONG INTOURCO RESORT (ブンタウ)

※3名1室利用。ダブルベツトルーム利用の可能性があります。
各部屋にシャワー有・バスタブ無

《お申込金》 20,000円 ※後日残金分のご請求書をお送りいたします

《振込先》みずほ銀行 東武支店 当座 7343914 東武トップツアーズ株式会社

《お申込締切日》 2020年1月13日(祝・月)

《お申込方法》 「申込書」と「渡航手続きの為のお伺い書」に記入をし、E-mail、FAXまたは郵送で送ってください。送り先は旅行会社「東武トップツアーズ(株)」です。参加者が未成年であり保護者の参加がない場合は後日、保護者の同意書の提出が必要になります。

締切日以前に定員に達した場合、締め切りとさせていただきます。

■この度の旅行に関しましては、2020年10月5日(月)迄のパスポート残存有効期限が必要です。



左 戦争証跡博物館
中 ブンタウ
右 フォー

日程・プログラム

※現地の事情により参観スケジュールにつきましては変更の可能性があります。

| 日付 | 活動 | 食事・宿泊 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 2020年 3月29日(日) | (集合予定 7:30 成田空港/ 8:30 関西空港 各空港までは別途ご相談ください) 成田空港 9:30 発→ホーチミン 13:30 着 関西空港 10:30 発→ホーチミン 14:20 着 午後: ホーチミン空港からブンタウへ移動(バスで約3時間) | 朝×・昼機・夕○ 【ブンタウ泊】 |
| 3月30日(月) | 午前: 小学校訪問 午後: ビーチクリーニング / STEPのワークショップ | 朝○・昼○・夕○ 【ブンタウ泊】 |
| 3月31日(火) | 午前: ワークショップ 午後: ホーチミンへ移動(バス) | 朝○・昼○・夕○ 【ホーチミン泊】 |
| 4月1日(水) | 午前: Anre Maisenの生徒との交流 午後: ワークショップ(元キャンプリーダーと相談中!お楽しみに) | 朝○・昼○・夕○ 【ホーチミン泊】 |
| 4月2日(木) | 午前: ベトナムの公文生との交流 / 戦争証跡博物館訪問 午後: ベトナムで活躍する先輩のお話し | 朝○・昼○・夕○ 【ホーチミン泊】 |
| 4月3日(金) | 午前: 振り返り、レポート作成 午後: Dinner Party (東京組)ホーチミン20:00発→ハノイ22:10着 ハノイ(4月4日)00:20発 (大阪組)ホーチミン20:00発→ダナン21:20着 ダナン(4月4日)00:05発 | 朝○・昼○・夕○ 【機中泊】 |
| 4月4日(土) | 午前: 成田空港 7:35 着 / 関西空港 7:00 着 | 朝機・昼× |

≪協力≫

★ **STEP Forward Exchange**: 社会貢献を目指す若者主導のNPOです。メコンデルタ地域の学校内の施設やコミュニティ図書館やリハビリテーションセンターなどの建設を支援してきました。

★ **Anre Maisen**: ベトナムの恵まれない若者向けの職業訓練センターであり、生徒たちに料理やベーカリーやビバレッジといった専門スキルを習得する機会を与え、将来のキャリアチャンスをサポートすることを目的にしています。

申し込み

※詳しい旅行条件(次ページ)を事前にご確認の上、お申込みください。

「Application Form」と「渡航手続きの為のお伺い書」を東武トップツアーズへお送りください。

- ① **E-mail**: eicdesk@tobutoptours.co.jp
- ② **FAX**: 06-6344-3928
- ③ **郵送**: 〒530-0004 大阪市北区堂島浜2-2-28堂島アクシビル7階

■旅行企画・実施

 **東武トップツアーズ株式会社** 大阪法人事業部第二営業部

観光庁長官登録旅行業38号 (一社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員  旅行業公正取引協議会会員
〒530-0004 大阪市北区堂島浜2-2-28堂島アクシビル7階 営業日・時間: 月~金9:30~17:30土・日・祝日休業
総合旅行業務取扱管理者: 水谷 雅彦 【承認: 海19-031】
担当者: 岡・畑中 Email: eicdesk@tobutoptours.co.jp / TEL: 06-6344-3927 FAX: 06-6344-3928

(旅行条件)

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社大阪法人事業部第2営業部(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 複数のお客様によるご旅行の場合は、あらかじめ当該団体・グループにおける責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めた上で、当社にお申込みください。当社は、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行います。

(2) 当社の定める方法によりお申し込み下さい。下記のお申込金は指定の方法により当社の定める日までにお支払下さい。お申込金は、「旅行代金」「取消料」「違料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。(3) お申込みの時点では旅行契約は成立していません。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4) 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は原則として同伴者の参加を条件とします。(5) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の旅行内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

お申込金: ¥20,000

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、当社指定の期日までにお支払い下さい。

3、渡航手続

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得等はおお客様の責任で行なって下さい。(日本国籍以外の方は自国の領事館等に yourself でお問い合わせ下さい。)

4、海外安全情報・保険衛生情報

渡航先の「海外安全情報」は、外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp/> で、また衛生状況については、厚生労働省検疫所 FORTH (For Travelers' Health) ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。危険情報が発表されている場合は書面にてご案内します。

5、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 航空券、船船、鉄道など利用運送機関の運賃・料金 (2) 宿泊料金及び税・サービス料金 (3) 食料料金及び観光料金(バス等の料金、ガイド料金、入場料金等) (4) 手荷物運搬料金 (5) 団体行動中のチップ (6) 添乗員が同行する場合は添乗員同行費用 (7) 空港施設使用料・TAX (8) 消費税等諸税・サービス料金、等 * 上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくてもお戻しいたしません。

6、旅行代金に含まれないもの

第5項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。(1) 超過手荷物料金 (2) クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用 (3) ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等 (4) 一人部追加代金 (5) オプションツアーの代金 (6) 燃油サーチャージ 等

7、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。(2) お申込み頂いた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加頂くお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承下さい。

8、旅行契約の解除

(1) お客様は、右記取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、右記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

【本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース並びに本邦外を出発地及び到着地とするコースの取消料】

| 旅行契約の解除期日 | 取消料 |
|----------------------------------------------------------|-----------|
| 旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで | 旅行代金の10% |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前々日から当日まで | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |

9、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットの契約書面に明示します。(2) 添乗員が同行するコースにあつては添乗員が、また添乗員が同行しない旅行にあつては現地係員が、旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行います。

10、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の賠償を除き当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的滞滞在時間の短縮

11、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑨にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥直行便から乗継便又は経由便への変更 ⑦宿泊機関の種類又は名称 ⑧宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑨前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

12、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が急激かつ偶発的な外來の事故により旅行中にその身体又は荷物が被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

13、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が

異なることを認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社、手配代行者又は旅行サービス提供機関にお申し出下さい。

14、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあつてお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。(2) 当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関及び保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報をお預かりし、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させて頂くことがあります。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。(3) 当社は旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、パスポート番号及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。(4) このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。(5) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。(6) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等ご希望の場合は、本旅行条件書記載の取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。(7) お客様の個人情報は当社と公文書研究会グローバルネットワークチームが共同して利用します。

15、お客様の交替

お客様は、当社が承諾した場合、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができますが、交替に要する手数料としてお1人様10,000円(消費税別)を頂きます。また、既に航空券を発売している場合は、別途発行替えに関わる費用(旅行地・航空会社により異なります)を申し受けます。なお、発行替えに伴い航空運賃に差額が生じるときは、併せてその差額もお客様の負担となります。

16、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2) お申込みの際は、ご旅行に使用するパスポートに記載されているおりのローマ字綴りで正確に氏名を記入して下さい。お客様の氏名及び性別の訂正、大人・子ども・幼児の年齢区分の訂正、その他お客様の都合による変更が発生した場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社は、第15項のお客様の交替手数料に準じた手数料を頂きます。なお、既に航空券を発売している場合には、別途発行替えに関わる費用(旅行地・航空会社により異なります)を申し受けるほか、発行替えに伴い航空運賃に差額が生じるときは、併せてその差額もお客様の負担となります。また、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められないときは、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には、第8項(1)の当社所定の取消料を頂きます。(3) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入下さい。(4) 当社はお客様が暴行団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したときは、お申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(5) この旅行条件・旅行代金の基準日は2019年11月27日現在です。

●お申込み・お問合わせは

旅行業公正取引協議会会員

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社

大阪法人事業部第2営業部

大阪市北区堂島浜2-2-28 堂島7アックスビル7F

電話番号 06-6344-3927 FAX番号 06-6344-3928

営業日 月～金(土日祝日休業)営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者: 水谷 雅彦

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。